

理事会議事録謄本

公立大学法人岐阜県立看護大学 令和5年度第4回理事会 議事録

- 1 開催日時 令和5年12月20日(水) 9:57~10:42
- 2 開催場所 公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1
- 3 理事の定数 6名
- 4 出席理事の氏名 理事長 北山 三津子
理事 森 仁実
理事 松下 光子
理事 土井 充行
理事 國枝 敏郎
理事 水谷 邦照
- 5 出席監事の氏名 監事 渡辺 俊介
- 6 付議事項
 - 第1号議案 令和5年度収支補正予算について
 - 第2号議案 令和6年度予算編成方針について
 - 第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について
 - 第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について
 - 第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学
特任教授の就業等に関する規則の一部改正について
 - 第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学
役員報酬・退職手当の支給基準の変更について
- 7 議事経過の概要及び結果

9時57分、土井事務局長の司会進行により理事長は開会のあいさつをし、定款第16条第1項の規定により議長となり、10時00分、理事会の開会を宣言した。事務局より本日の出席者について、理事現在数6名のうち、出席理事6名で、定款第16条第3項に定める定足数に達していることを報告した。

議長は、事務局の報告に基づき、本理事会が有効に成立していることを宣言した。

議長は、議事録署名人の選出について、議長一任を諮り、土井理事及び國枝理事

を指名した。

第1号議案 令和5年度収支補正予算について

議長は、第1号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第1号議案を可決した。

第2号議案 令和6年度予算編成方針について

議長は、第2号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第2号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

大学認証評価費について質問があり、学校教育法によって7年に1度評価を受けることが義務付けられている大学認証評価を受審するための費用であることが説明された。また、評価が悪かった場合どのような対応が必要となるのか質問があり、改善を指示された事項について速やかに改善することが必要であると説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第2号議案を可決した。

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則の一部改正について

第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬・退職手当の支給基準の変更について

議長は、第3号議案から第6号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第3号議案から第6号議案までを説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

特任教授とはどのような役職か質問があり、特任教授とは、本学を退職した教員で看護学の学士課程での教育経験及び大学院看護学研究科での特別研究の指導経験を有する者、もしくは科学研究費補助金その他競争的資金による学術研究を継続している研究代表者が特任教授になり得ることが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第3号議案から第6号議案を可決した。

第1号報告 債務負担行為について

第2号報告 懲戒処分の公表基準について

第3号報告 各対策会議の開催について

議長は、第1号報告から第3号報告の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号報告から第3号報告を説明した。

議長は、質問、意見等を求めた。

第3号報告における、令和7年度大学入学共通テスト「情報Ⅰ」に関する予告状況についてとはどのようなことか質問があり、高等学校の学習指導要領変更に伴い大学入学共通テストの科目が変更になるため、それに対するほかの公立大学の状況、本学における取り扱いを検討したものであることが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、10時42分理事会の閉会を宣言した。

以上の議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和6年1月10日

公立大学法人岐阜県立看護大学令和5年度第4回理事会

議 長 理事長

議事録署名人 理 事

議事録署名人 理 事